

[概要版]

磐城地域森林計画書

(磐城森林計画区)

計画期間 自 平成20年4月 1日
至 平成30年3月31日

福 島 県

目 次

計画期間及び計画事項等	-----	1
1 根拠法令	-----	1
2 対象となる森林計画区	-----	1
3 計画期間	-----	1
4 計画事項	-----	1
計画案の概要	-----	2
計画樹立に当たっての基本的な考え方	-----	2
地域の概要	-----	3
1 主要な地域の概要	-----	3
2 森林・林業の現況	-----	3
計画事項	-----	4
1 計画の対象とする区域	-----	4
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	4
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	-----	6
4 造林面積その他造林に関する事項	-----	7
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	-----	9
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	-----	9
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	10
8 森林施業の合理化に関する事項	-----	11
9 森林の土地の保全に関する事項	-----	12
10 保安施設に関する事項	-----	12
11 特定保安林の整備に関する事項	-----	14
12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	-----	14
13 その他必要な事項	-----	14

使用に当たっての注意

本書は、磐城地域森林計画書の概要についてとりまとめたものですが、本計画の適正な運用に当たっては、本文を参照されますようお願いいたします。

計画期間及び計画事項等

1 根拠法令

森林法第5条

森林法（昭和26年法律第249号）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る私有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる私有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 対象となる森林計画区

「磐城森林計画区」

3 計画期間

「平成20年4月1日～平成30年3月31日」

4 計画事項

森林法第5条第2項に基づき、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採、造林、間伐・保育、公益的機能別施業森林、林道、森林施業の合理化、森林の土地の保全、保安林、保安施設等について定めています。

計画案の概要

計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。

このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。こうした中、磐城地域森林計画の樹立に当たっては、全国森林計画に即しつつ、平成14年度に策定した「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」の目標を踏まえながら、次の1から5の事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、計画の目標の達成にあたっては、平成18年度からスタートした森林環境基金事業等を活用し、県、市町村、林業関係団体、森林所有者等が協力し、積極的に取り組んでいくものとします。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画を指針として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

1 森林資源の質的充実

公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、質的充実を目指した森林整備を推進するものとします。従来から進めてきた若齢林の間伐に加え、高齢級の森林についても択伐や間伐など抜き伐りの適切な実施を行いながら、立地条件等に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の適確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し循環させるものとします。

2 森林の公益的機能の充実

森林の有する水源かん養・山地災害防止機能等公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業を推進し、各機能の充実を図るものとします。

3 森林の総合利用の推進

生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市・山村交流の場として、森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進するものとします。

4 県土の保全

調和のとれた快適で安心して生活のできる地域環境整備のため、計画的な保安林の指定と保安施設事業を推進するものとします。

5 森林整備のための基盤整備と森林施業の合理化

森林施業の効率的な実施に必要な林道網は、県土の保全、自然環境の保全等の公益的機能の維持に十分配慮しながら整備するものとします。また、国有林と連携を図りつつ、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の地域一体となった整備等により森林施業の合理化を図るものとします。

地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け -

1 主な地域の概要

項 目	数 値	備 考
1. 対象市町村	13市町村	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡(8町村)、相馬郡(2町村)
2. 計画区面積	297千ha	県土の22%
3. 森林面積	205千ha	計画区面積の69%
4. うち民有林	119千ha	森林面積の58%
5. 民有林人工林率	52%	県平均36%
6. 林道密度	9.0m/ha	県平均7.1m/ha
7. 素材生産量	266千m ³	県全体の39%
8. 製材用素材入荷量	458千m ³	県全体の59%

2 森林・林業の現況

いわき市は、古くから林業が盛んで人工林化が進み、森林面積の52%を人工林が占めています。なかでも阿武隈高地の南部に位置する田人、遠野、三和地区は気候・土壌条件がスギの適地で、スギの生産地として有名です。

相双地域の森林は、阿武隈高地の高原地区や山麓から海岸平野にかけてはアカマツを主体とした林相となっており、中腹部から平野部にかけて比較的肥沃な沢筋はスギの造林地が分布しています。

海岸線沿いにはクロマツが広がり、スダジイ・シロダモ・ヤブツバキなども見られます。また、本地域は、県内で最も素材生産量が多く、木材産業が活発な地域となっています。

計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図で表示する区域内の民有林です。

これらの森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可（保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く）及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区内の森林を除く）の対象となります。

【対象森林面積】

森林計画区計	内 訳	
	相双農林事務所	いわき農林事務所
118,750ha	60,499ha	58,251ha

各市町村別面積は、本文 - 1 参照

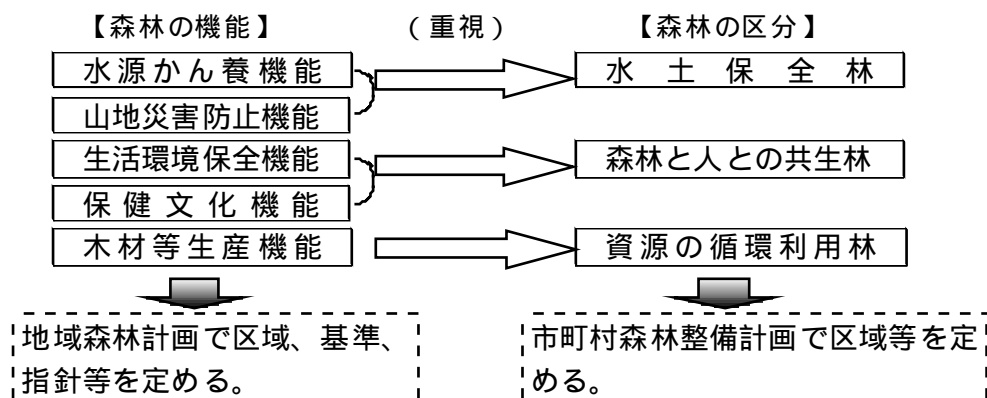
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

地域森林計画では、森林の有する機能を水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の5つに区分し、各々の森林において特に高度に発揮させる必要のある機能をその森林の機能として定めています。

本計画区の機能別の森林の所在及び面積は、本文別表1のとおりです。

各機能の内容については、本文表1参照。



(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能毎の望ましい森林資源の姿は、本文表1のとおりで、これを森林整備及び保全の目標とします。

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、それぞれの森林が特に発揮することが期待される機能に応じて、森林を「水土保持林」（水源かん養又は山地災害防止機能を重視）、「森林と人との共生林」（生活環境保全又は保健文化機能を重視）、「資源の循環利用林」（木材等生産機能を重視）に区分し、区分に応じた望ましい森林の姿に誘導するものとします。

各区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は、本文表2のとおりとしますが、本計画区においては、林道の整備や保安施設事業を計画的に実施するとともに、特に次の点に留意した森林施業を推進することとします。

【本計画区において特に留意すべき事項】

- (ア) 水源地における適切な森林整備の推進
- (イ) 松くい虫被害対策の推進
- (ウ) 森林施業効率化のための作業路等整備の推進

【森林の区分毎の森林整備及び保全の基本的な考え方】

水土保持林	<ul style="list-style-type: none"> ○樹根や表土の保全に留意し、適切な保育、間伐を促進する ○伐採に伴う裸地面積の縮小、分散を図る ○保安林の指定及び適切な管理、必要に応じた治山施設の設置を図る
森林と人との共生林	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する ○保護と適切な利用に留意し、適切な保育、間伐や広葉樹の導入を図る ○保安林の指定及び適切な管理を図る
資源の循環利用林	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の健全性確保と木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐を図る ○森林施業の合理化を推進する

ウ 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参 考 (H15.4.1現在)			
			水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	60,327	61,147	40,768	4,981	14,869
	育成複層林	3,327	5,392	2,189	314	813
	天然生林	52,652	49,767	33,031	7,441	12,013
森林蓄積 (m ³ /ha)		239	271			
林道整備率 (%)		75.0	83.0			

表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。
「林道整備率」は、「林道網整備計画」（平成10年策定）に対する進捗率です。

(3) その他必要な事項

循環型社会の形成に向け、木質バイオマスの活用推進を図るものとします。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

森林の立木竹の伐採においては、森林の有している公益的機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用の推進と間伐等による森林の質的充実を図るよう努めるものとします。

ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の施業方法毎の指針は、本文表4参照。

(ア) 保安林等法令により施業の制限を受けている森林

1箇所当たりの伐採面積は、保安林等制限林についてはその制限の範囲内とし、制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとします。

(イ) 公益的機能別施業森林

制限林以外の公益的機能別施業森林（水土保全林、森林と人との共生林）として区分された森林については、林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模におさえるとともに伐採箇所についても分散を図るものとします。

(ウ) 諸被害を軽減する役割を果たしている森林

海岸・平野部における潮害、山間部における寒風害等を軽減する役割を果たしている森林については、保護樹帯を残すなど、諸被害軽減に向けた伐採に努めるものとします。

(エ) 上水道や簡易水道等水源地に位置する森林

水源かん養機能の維持増進に努めるため、伐期の長期化や択伐による施業などを推進するものとします。

イ 立木の標準伐期齢に関する指針

本計画区における主要な樹種の標準伐期齢に関する指針は、次のとおりとします。

(注) 標準伐期齢は、樹種毎に、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるているものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	40	40	55	15	65	20

(注)広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(2) 伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積は、次のとおりとします。

市町村毎の伐採立木材積は、**本文別表 2** 参照。

単位 材積：千m³

区 分	総 数	主 伐	間 伐
針葉樹	1,853	944	909
広葉樹	319	319	-
計	2,172	1,263	909

当計画量は、全国森林計画に定める計画量を基本として、森林資源の構成状況、伐採傾向、造林計画量、木材生産実績等を勘案して定めたものです。

(3) その他森林の立木竹の伐採に必要な事項

伐採時に発生する枝条等の林地残材は、木質バイオマスとしての利用の推進に努めるとともに、伐採材を搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理に努めるものとしします。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

伐採跡地においては、森林の有している公益的機能の維持及び早期回復を図るとともに、森林資源の持続的な利用を確保するため、造林による適確な更新に努めるものとしします。また、天然更新による場合においても、更新補助作業を行うなど確実な森林造成に努めるものとしします。

ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとしします。また、多様な森林の整備を図る観点から、幅広い樹種が選定されるよう留意するものとしします。

【人工造林及び天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名		備 考
人工造林	針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
	広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	
天然更新	針葉樹	アカマツ、モミ等	
	広葉樹	クヌギ、コナラ等	

イ 造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林に関する事項

a 植栽本数

植栽本数は、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ、多様な森林の整備を図る観点から、幅広く選定できるものとし、

(a) 標準的な植栽本数

標準的な植栽本数については**本文参照**。

(b) 複層林や混交林における樹下植栽本数

標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとし、

(c) 標準的な植栽本数を超えて植栽する場合の取扱い

林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとし、

b 伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針

伐採後原則として2年以内に更新するものとし、ただし、択伐による場合は、おおむね5年を超えない期間内に更新するものとし、

c 人工造林の標準的な方法の指針

地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期については、**本文参照**。

(イ) 天然更新に関する事項

天然更新は、広葉樹林化や針広混交林化を推進する上で有効であり、また、効果的な森林施業の手段となることを踏まえ、早期に更新を図るものとし、更新補助作業が必要なものについては、補植等を行って適切な更新を確保するものとし、

後継樹、標準的な施業方法、適確な天然更新の確保は、**本文参照**。

ウ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できないものについて、市町村森林整備計画において定めるものとし、

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積は、次のとおりとします。

単位 面積：ha

総数	人工造林	天然更新
6,090	2,255	3,835

当計画量は、全国森林計画の計画量を基本として、森林資源の構成状況及び造林実績を勘案して定めたものです。

(3) その他造林に関する必要な事項

無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の供給を推進するものとし、

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

森林の有する多面的機能の発揮を図るためには、保育・間伐等の必要な施業を適時・適切に行い、森林を健全な状態に保つ必要があります。このため、間伐または保育が適切に実施されていない森林であって、これを早急に実施する必要があるものについては、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとします。

間伐及び保育の標準的な方法に関する指針は、**本文参照**。

(2) 間伐立木材積

計画期間内における間伐立木立木材積は、3の(2)の「伐採立木材積」に記載のとおりとします。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 木質バイオマスの利用の推進

間伐材の搬出による木質バイオマスとしての利用促進に努めるものとします。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の整備に関する基本的事項

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）は、「水土保持林」と「森林と人との共生林」に区分され、「水土保持林」においては、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進するものとし、「森林と人との共生林」においては、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進するものとします。

(2) 公益的機能別施業森林の区域の基準

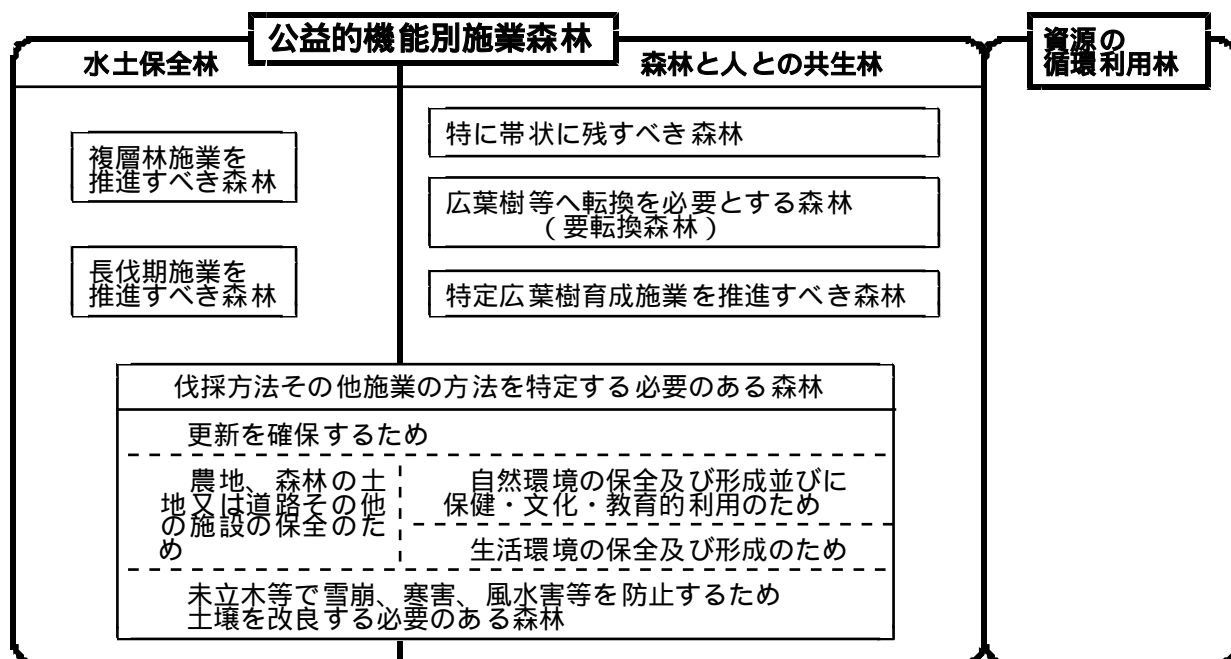
公益的機能別施業森林は、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」と、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」に区分します。

また、これら公益的機能の維持増進を図るため、森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林については、森林の有する機能別の森林の所在、森林の立地条件、林道の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を勘案し、必要に応じて、『水土保持林』は「複層林施業を推進すべき森林」と「長伐期施業を推進すべき森林」に区分するものとし、『森林と人との共生林』は、「特に帯状に残すべき森林」、「広葉樹へ転換を必要とする森林（要転換森林）」、「特定広葉樹育成施業を推進すべき森林」に区分するものとします。**詳細については本文表5参照**。

なお、森林の区分に際し、森林の有する各機能（水源かん養機能又は山地災害防止機能、生活環境保全機能又は保健文化機能、木材等生産機能）がそれぞれ高位にある場合には、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」^(*)の順に優先的に決定して区分することを基本とします。

(*) 「資源の循環利用林」は、公益的機能別施業森林以外の森林に分類されます。

公益的機能別施業森林のうち、伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林は、下図のように林分を特定して定めるものとします。



(3) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

ア 公益的機能別施業森林

公益的機能別施業森林の施業方法に関する指針は、本文表5のとおりとします。

イ アに掲げる森林のうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林

公益的機能別施業森林のうち、伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の施業方法に関する指針は、本文表6のとおりとします。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的事項

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮に向け、効率的な森林施業を実施する上で不可欠な施設となっています。

このため、林道の整備に当たっては、森林の重視すべき機能を踏まえ、利用形態や自然環境の保全に配慮した路網の配置、維持管理の合理性も考慮した適切な工法等の採用及び開設の期間やコストの縮減に努めながら計画的に推進するものとします。

森林の区分毎の、林道開設にあたっての基本的な考え方は本文参照。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別の数量は、次のとおりとします。
市町村毎の数量等については、本文別表4参照。

単位 延長：m

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	93	95,040
	改 築	15	19,691
拡 張	改 良	50	(125) 28,859
	舗 装	76	163,326

()は箇所数

当計画量は、全国森林計画の計画量を基本として、利用すべき森林の状況、林道網整備計画並びに林道事業実績等を勘案して定めたものです。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の合理化に関する基本的事項

林業は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進されるなど、望ましい林業構造を確立する必要があります。

このため、次に示す森林施業の合理化に向けた施策を、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等関係者が緊密な連携を図りつつ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

(2) 森林施業の共同化の促進

地域における合意形成の促進、森林施業の集約化・共同化等の指導体制の強化、森林施業受委託の促進等について取り組むものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の体質強化を図るとともに、林業従事者の確保・養成、後継者の育成に取り組むものとします。

(4) 林業機械の導入の促進

低コスト・高効率な作業システムの整備に向け、高性能機械等の導入を促進します。

(5) 作業路等の整備

高性能林業機械の導入とあわせて、林道と作業路等を適切に組み合わせた路網整備の重点化を図ります。

(6) 林産物の利用促進

関係者の協力の下、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図ります。

(7) その他必要な事項

森林整備の集約化・共同化に向けた支援を行うものとします。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 森林の土地の保全に関する基本的事項

土地の形質の変更にあたっては、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとします。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案し、**本文別表5**のとおりとします。

なお、これらの森林においては、次の点に留意して施業等を行うものとします。

ア 制限林の伐採は、制限林の定められた施業方法によること。

イ 制限林以外の立木の伐採は、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼさないよう、皆伐する場合は小面積によること。

ウ 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安施設に関する基本的事項

保安林については、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積
総数(実面積)	16,745
水源かん養のための保安林	7,888
災害防備のための保安林	8,806
保健、風致の保存等のための保安林	1,395

(注1) 複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2) 「水源かん養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

イ 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積は、次のとおりです。

単位 面積：ha

区分	総数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林						保健、風致の保存等のための保安林	
			土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	水害防備	潮害防備	干害防備	航行目標	保健
指定	536	263	201	4	-	-	2	52	-	14
解除	33	2	15	1	4	3	7	-	1	-

ウ 指定施業要件の整備を相当とする保安林の種類別面積

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする保安林の種類別面積は、本文別表7のとおりです。

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業(保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業)の数量は、事業の重要性、緊急度等を勘案し、尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域(林班)を単位として、次のとおり計画しました。

治山事業の数量	90 地区
---------	-------

1.1 特定保安林の整備に関する事項

(1) 特定保安林の整備に関する基本的事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、下層植生が消失しており、土壌が流出し、又はその恐れがあると認められる森林などについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進するものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施すべき森林については、要整備森林として定め、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

市町村	要整備森林とすべき森林面積	整備方針
いわき市田人町	5.96 ha	間伐
いわき市三和町	2.62 ha	間伐

特定保安林：機能が低下した保安林を農林水産大臣が特定保安林として指定する。

要整備森林：知事は、特定保安林のうち早急な施業を必要とする森林を要整備森林として定め、実施すべき施業の方法等を地域森林計画で明示する。

1.2 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する基本的事項

自然体験学習や森林セラピーなど保健・文化活動の場としての森林の利用は増加しており、森林の有する保健機能の高度発揮への要請は、ますます高まってきていることから、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとします。

1.3 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林や砂防指定地、国立公園など法令により施業の制限を受けている森林の施業方法は、該当する法令により定められた施業方法によるものとします。

なお、これに該当する森林は、**本文別表9**のとおりです。

(2) 森林の保護及び管理

森林病虫獣害や林野火災、気象災害等による森林被害は、地域と連携を図りながら発生の予防と被害の拡大防止に取り組むものとします。

ア 森林の保護及び管理の方針

松くい虫の被害については、早期発見・早期防除に努め被害のまん延を防止し、「保全すべき松林」を守るため、各種事業を計画的に進めるものとします。

松くい虫以外の森林病虫獣害についても発生の予防に努めるとともに、その被害状況や被害森林の公益的機能等に配慮した諸対策を講じるものとします。

さらに、林野火災等に対応するため、森林国営保険への加入を促進する等、総合的な取組を進めるものとします。

イ 森林の巡視に関する事項

山火事予防運動等により林野火災の未然防止について普及・啓蒙活動を行うとともに、森林巡視による森林被害の早期発見に努め、適宜必要な措置を講じることとします。